

共有株式の議決権不統一行使について

来 住 野 究

- 一 はじめに
- 二 学説の状況
- 三 検討
- 四 おわりに

一 はじめに

株式を共有する場合（厳密に言えば、株式は所有権以外の財産権であるため、準共有となる。民二六四条）、共有者は、株主の権利を行使すべき者一人を定めて会社にその者の氏名（名称）を通知しなければ、原則として株主としての権利を行使することはできない（会一〇六条本文）。権利行使者の指定方法については、共有者全員一致の合意を要すると解する見解も有力であるが、判例（最判平成九年一月二八日判時一五九九号一三九頁）は、民法二五二条により、共有者が持分の価格に従い、その過半数をもって決まることができると解する。株式を共同相続

した場合にも株式の共有状態を生ずるが(民八九八条)、遺産分割が難航することは珍しいことではなく、特に共同相続人間で会社支配等をめぐって対立があると、権利行使者を指定することができず、長期間にわたって株主としての権利を行使できない事態も生じうることとなり、総株主の議決権に対する共有株式の議決権割合によっては株主総会決議をなしえないこともある。権利行使者を指定しても、株主総会の議題・議案に応じて、議決権行使について共有者の持分の過半数または共有者全員の賛成を要する(民二五一条・二五二条)と解されるため、議案の賛否をめぐって共有者間で対立すれば、議決権を行使できなかつたり、少数持分権者の意思が没却されるおそれがある。そこで、共有株主の意思を可及的に反映させるため、共有株式について議決権の不統一行使を認める見解が有力に主張されるようになり、現在では多数説を形成しているように思われる。⁽¹⁾

本稿では、主に最近の見解を中心として、共有株式について議決権不統一行使を認める見解を吟味し、その問題点の指摘を試みる。

二 学説の状況⁽²⁾

昭和四一年改正商法は、複数の株主から株式を信託された場合のように、他人のために複数の株式を有している場合において、株主総会の議案に対する実質上の株主の賛否が異なりうることに鑑み、名義株主(受託者)が実質上の株主の意思を株主総会決議に反映させることを可能にするため、議決権の不統一行使を認めた(商二三条の四、現会三二三条)。条文上は議決権を不統一行使できることを原則とした上で(一項)、他人のために株式を有する者でないときは、会社は議決権不統一行使を拒むことができることとしているため(三項)、共有株式の権利行使者による議決権不統一行使の申出を会社が拒まなければ、議決権不統一行使が妨げられるわけではない。

い。したがって、共有株式について、会社が拒むことのできない議決権不統一行使までもが保障されるべきかが問題となる。

当初の学説は、株式の共有は他人のために株式を有している場合にはあたらないし、共有株式の管理は全体的になされるべきであるとして、議決権不統一行使を認めることに消極的であったが、次第に肯定説が支持を集めるようになった。肯定説は、共有者間に意見の対立があれば、議決権を不統一行使したほうが内部事情から適当な場合があり、⁽⁴⁾ 権利行使者は他人のために株式を有している者にあたるという程度の理由づけにとどまるものが多かったが、近時根拠が補強されるようになってきた。

議決権不統一行使を認めるべき実質的な理由としては、共有株主はその持分に応じて会社経営のリスクを負担する以上、リスクに見合ったコントロール権（議決権）を認めることが望ましいことが挙げられ、形式的な理由（実定法上の根拠）としては、各共有者に対してその持分に応じた共有物の使用を認める民法二四九条（一項）は共有制度の最も基底的なルールとして他の規定に優先して適用されるべきであることが挙げられる。⁽⁵⁾

仲卓真は、会社経営のリスク負担に応じた議決権配分の実現のために各準共有者による議決権不統一行使の主張を認める必要性を否定する理由はないが、株式の準共有が主として問題となる同族会社を念頭に置く場合には、各株主が会社から得る利益は、剰余金の配当よりも役員報酬の方が大きく、必ずしも株式所有割合（議決権割合）に比例しているわけではないので、株主としてのより大きな限界損益（剰余金の配当等）が帰属する株主は会社の価値を向上させるように議決権を行使するインセンティブが強いわけではないことから、その必要性を積極的に基礎づけることは難しいとした上で、不統一行使を認める実質的な必要性として、さらに次の二点を挙げる。

① 会社の後継者となるべき者（会社の価値を最大化できる者^{II} 従前からその会社に関与している者）が共同相続人中で多数派または少数派のどちらであっても、会社の後継者となるべき者はすでにその会社の株式を多く有して

いる可能性が高く、その株式を自己に有利に行使することができるから、各準共有者による不統一行使の主張を認めるといふ規律は、会社の後継者になるべき者に有利に作用する可能性が高く、より円滑な事業承継を実現できる。②相続人等に対する株式売渡請求制度（会一七四条）の運用において、各共同相続人を相手方として個別に売渡請求をすることを認める場合、売渡請求の相手方となっている一部の共同相続人（会一七五条二項）や売渡請求によって株式の準共有持分を取得した会社（会三〇八条二項）が議決権排除の対象となるので、議決権排除の対象となっていない準共有者の議決権の適切な扱いに窮するが、そのような技術的な困難は、各準共有者による不統一行使の主張を認めることにより解決することができる。⁽⁶⁾

さらに、仲は、各準共有者による議決権不統一行使の主張を認めるための法的構成について、複数の株式についての議決権が（一株の準共有関係ごとではなく）全体として集合的に取り扱われることを検討した上で（後述）、各準共有者による不統一行使の主張の法的根拠については、次のように説明する。民法の所有権の共有に関する規律が本来的に想定している有体物とは異なり、各準共有者は、準共有持分の割合に応じて割り切れない端数分を除き、議決権を民法二五二条による調整を要することなく準共有持分の割合に応じて等価的に分配して同時に行使することができる。これは、民法二四九条に基づく持分に応じた使用収益権に基礎づけられる。ただし、準共有株式についての議決権行使をもって直ちに株式を処分し、または株式の内容を変更することとなるような場合には、そのような議決権行使は「使用」の範疇を超えているものであるから、処分行為または変更行為として、準共有者全員の同意を必要とする（民二五一条）⁽⁷⁾。

浜田道代は、判例・学説の詳細な分析検討を通して考察を深め、独自の理論構成を提示する。民法二五一条・二五二条の適用範囲は「共有物を介するがゆえに、共有物の利用関係や第三者との外部関係を、複数の共有者が単一に決定しなければならぬ場合」に限定すべきところ、共有株式の議決権行使は、会社意思の形成に参加す

る行為にすぎず、議決権行使の結果が株式の処分や株式の内容の変更につながる場合があるとしても、直ちに共有物の変更・処分行為とみることはできないから、民法二五一条・二五二条は議決権を統一行使すべき法的根柢にはならない。他方で、共有者間の内部関係は契約自由の原則を基調とするから、全員の合意により、または持分過半数の賛成により、持分割合に応じた議決権不統一行使の取り決めをなしうる。会社法一〇六条は、会社が、株式共有者間に生じかねない紛争に巻き込まれることなく、株主との集団的法律関係を画一的に迅速処理できるように、権利行使者を介在させることで、共有者の内部関係と共有者の外部関係を分ける境界膜を張る点にあり、会社が権利行使者による議決権不統一行使を拒んで、統一的な行使を要求することを認める趣旨まで含むと捉えるのは行き過ぎである。会社法三一三条三項にいう「他人のために株式を有する場合」は緩やかに解され、株式共有はこれに該当し、権利行使者が共有株式の議決権不統一行使を会社に通知したときは、会社をこれを拒むことができない。共同相続株式から生じた配当支払請求権は各共同相続人が相続分に応じて確定的に取得するのと同様、株式の共同相続開始後、遺産分割がなされるまでの間に開催される株主総会において行使される具体的な議決権は、株式共有者の内部関係にあつては、整除できない部分を除き、共同相続人の各人に各自の相続分に応じて当然に確定的に分割帰属する（民二四七条、議決権当然分割帰属説）。共同相続株式当然分割説は、共同相続株式を遺産分割の対象から除外するため、事業承継の観点から最も合理的な遺産分割を実現する可能性を封じてしまうという点に短所があるが、議決権当然分割帰属説はその短所を回避することができる。⁽¹⁰⁾

三 検討

共有株式について議決権不統一行使を認めるべき必要性には首肯できるところもあるが、疑問もある。

そもそも、共同相続による株式共有は遺産分割協議が調うまでの暫定的・一時的な状態であり、会社支配権の帰趨をめぐる共同相続人（共有者）間の争いは根本的には遺産分割によって解決するほかはない。共有株式の権利行使不能による会社業務の膠着状態を解消する必要性が可及的速やかな遺産分割を促進するという側面も否定できない⁽¹¹⁾。もともと、共同相続のように当事者の意思によらずに株式の共有が生じた場合には、紛争が深刻化・長期化するおそれがある以上、権利行使不能状態を甘受せしめることには躊躇も覚える。共有株式の議決権不統一行使を認めれば、少数持分権者としては、その意思を株主総会決議に反映させる可能性が拓かれ、多数持分権者の専横を防止することができる以上、権利行使者の指定も受け入れやすくなるため、権利行使者を指定できないことや議決権行使について共有者間で必要な同意が得られないことによる株主総会決議への参加不能とそれに伴う会社業務の停滞も回避することができる。少数持分権者としては、その意思が株主総会決議を左右できなくとも、あきらめはつく。共有株式について議決権不統一行使を認めることは、株式の共同相続における関係者の妥当な利害調整に資することは否定できない。

しかし、議決権不統一行使を認めることにより会社支配権の所在に変動が生ずる場合には問題が残るように思われる。同族会社の支配株主が死亡した場合、共同相続人の多数の支持を得ている相続人が実質的な後継者となるのが通常であろうが、共同相続した株式について意思を統一すれば株主総会の多数派を維持できるので⁽¹²⁾、議決権不統一行使を認めた結果、少数持分権者と他の株主が多数派となることもありうる。もちろん、後継者が他の株主の支持を得られずに多数派になれなかった以上、支配権の変動は仕方がないと割り切ることできるが、一般的には小規模同族会社におけるクーデターは望ましくないであろう。遺産相続争いによって会社支配権に変動を生ずるような場合について、判例は、権利行使者は共同相続人の持分の過半数をもって指定できるとしつつ、その際に共有者間の協議またはその参加の機会の確保を要するということを一般条項のように援用することによ

り、諸事情を総合的に考慮して支配権変動の可否を慎重に判断し、共有者間の協議を欠く権利行使者の指定を否定する余地を留保してきた（大阪高判平成二〇年一月二八日判時二〇三七号一三七頁、東京地判平成三一年四月二四日LEX/DB3564653）¹³。共同相続した株式の権利行使をめぐる紛争の背景となる事情はさまざまであるから、遺産相続争いの実相に即した弾力的な解決を志向する判例の傾向も、具体的妥当性を重視した紛争解決のあり方として十分に理解できるところである。

また、共有株主の共有持分に応じた保護の必要性は株式の共同相続の場合に限られ、任意に株式を共有するに至った場合にはその必要性はないから、株式共有一般に妥当するわけではない。

各共有株主に共有持分に応じたリスクに対応するコントロール権（議決権）を認める必要性については、リスクも共有する以上、議決権は共有株主全体を単位として認めれば足りるのであって、共有株式の持分割合に応じた間接的・二次的な利害まで権利行使に反映させる必要はなく、共有持分に応じた利益保護は共有者の内部関係の問題にとどまる。相続人等に対する株式売渡請求制度の運用における有用性については、相続人以外の株主によるクーデターの可能性や売渡請求権の行使期間内に遺産分割がまとまらない場合における一部の共同相続人排除の可能性（共同相続された株式の共有持分の売渡請求の可否）¹⁴などについて問題が指摘されている以上、制度自体を再考すべきであって、この制度運用上の便宜は、共有株式の議決権不統一行使を認めることによる副産物にとどまり、積極的に考慮する必要はない。

各共有株主の利益保護のために議決権不統一行使を認める必要があるとしても、そこにはいくつかの理論的な疑問がある。

第一に、持分複数主義との関係である。

通説は、株式会社では持分複数主義が採用されていると解する。持分複数主義によれば、各株式はそれ自体株

主たる地位であり、株主が複数の株式を有するときは、その数に応じて複数の株主たる地位を有すると解される。このように株式を擬人的に構成すれば、一株一議決権の原則(会三〇八条一項)は株式制度から論理必然的に導かれることとなり、議決権の行使を株主単位ではなく株式単位で捉えることが議決権不統一行使の可能性を基礎づける⁽¹⁵⁾。他方で、共有する株式数は客体の数ではなく株主という主体の数であるから、共有も各株式を単位として成立し、議決権行使における賛否も株式ごとに決定することを要するところ、その意思主体は同一の共有株主である以上、共有する複数の株式の議決権行使は同一の意思の集積であるから、議決権不統一行使は認められないことになるはずである⁽¹⁶⁾。

株式の本質に関する社員権否認論・株式債権説からは当然に持分複数主義は否定されるが、社員権論の立場からも持分複数主義を否定する見解がある。すなわち、株主はその持株数にかかわらず一個の株主たる地位を有するにすぎないが、会社・株主間の多くの法律関係を株式数を基準として比例的に扱うことができるように株主たる地位を株式という単位部分に細分化したため、議決権など株主たる地位から生ずる具体的な権利については持株数に応じて権利の分量が異なる場合があると解される⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾。この立場によれば、株式会社も社団である以上、株主総会決議における意思主体はあくまでも株主という人であり、株主が複数の株式を有していても、議案に対して賛成か反対かという一つの意思を表明できるにすぎない。すなわち、株主総会決議における賛否は株主を単位とするが、多数決の成否を判定するにあたっては、それぞれの株主の持株数がいわば票数として計算されるにすぎない。したがって、一株一議決権の原則の根拠は多額の資本を集約するための政策的な理由に求められ、議決権不統一行使も政策的な例外と位置づけられる⁽²⁰⁾。この立場によれば、株式共有の場合は、一つの株主たる地位を複数人が共有しているにすぎないため、複数の株式について議決権を行使する場合には意思を統一しなければならぬことになる⁽²¹⁾。

この点につき、仲卓真は次のように説明する。「株式の定義としての『会社に対する社員の法律上の地位』または……『株主権（社員権）』とは、あくまでも株式についての抽象的権利であつて、……実際に行使される権利は、株主の下でその抽象的権利に基づいて発生する株式についての具体的権利であり、「株主を単位として発生する。」「株式が準共有されている場合において、株式の内容としての抽象的権利とそれに基づいて発生する具体的権利とは区別されて、実際に行使の対象となる具体的権利は、一株の準共有関係ごとを単位としてではなく、（複数の）株式についての同一の準共有関係全体を単位として発生する。そして、このように（複数の）株式についての同一の準共有関係全体を単位として発生した具体的権利は、当該準共有関係に属する準共有者全員によつて集合的に取り扱われる。例えば、同一の準共有関係に服する複数の株式に基づいて発生した複数の具体的議決権は、当該準共有関係に属する準共有者全員によつて集合的に取り扱われる。」（傍点原文のまま）²²

しかし、持分複数主義によれば、各株式が株主たる地位を表す以上、具体的な議決権が株主を単位として発生するといつても、それは株式を単位として発生するのと異ならない。具体的な議決権が株主を単位として発生するというためには、株主は持株数にかかわらず一つの株主たる地位を有するにすぎないということを前提としなければならぬ。共有株式の議決権も、複数人によつて共有される一つの株主たる地位から流出する以上、複数の議決権行使における株主の意思は一つであることを要する。

第二に、議決権行使の性質上その意思を統一する必要はないかという点である。

株主総会における株主の議決権行使については、その意思表示性について疑問が留保されることもあるが、一般には意思表示であると解すべきであろう。²⁴もつとも、議案に賛成する議決権行使は決議要件をみたす多数を形成しなければ決議は成立しないから、議決権行使における株主の意思表示は必ずしもその意思通りの法律効果を生ぜしめるわけではないし、議案に反対しても、賛成が多数を形成すれば、株主は自己の意思に反する決議に拘

束される。しかし、株主総会決議が会社の意思として株主を拘束するのは、議案の可決によって生ずる法律効果を容認する株主の意思が多数を形成したからにほかならない。したがって、議決権行使は、決議要件をみたす多数決を条件とする意思表示であると解すべきであり、「会社意思の形成に参加する行為」と割り切ることほできない。その結果、複数の株式を有する同一の株主が議決権を行使する場合、議案に対する賛成と反対という相矛盾した意思が併存することはありえないから、複数の議決権を統一的に行使しなければならない。この点については、議決権不統一行使においては、「各個の議決権行使自体についての意思表示の矛盾ではなく、各議決権行使相互間の矛盾であり、株主は相反する方向に行使された議決権行使の効力が互に相反する同数の議決権について相殺的に実効を失い、残る議決権行使の効力が株主総会の決議に影響を及ぼすべきとする意思表示をしているのである。」と解する見解がある。⁽²⁵⁾この見解は、各株式をもって株主の意思の単位とすることを前提とするものであるが、株式会社は社団である以上、株主たる地位は文字通り会社との法律関係の当事者たる地位であり、一個の株式自体が株主たる地位を表すかのように擬人化すべきではない。⁽²⁷⁾議決権行使における意思は、あくまでも株主という人を単位とすべきである。そして、解散・合併・株式併合など、少なくとも株式に変更をもちたらず決議については、それに賛成する議決権行使にはかかる決議によって生ずる法律効果を受容する意思が含まれており、その意思は共有株式全体に及ぶため、共有株式の議決権行使は共有物の処分行為に相当すると解さざるを得ない。有体物の共有においては、共有持分に応じた共有物の使用は共有者の内部関係において実現できるのに対して、株式の共有においては、株式（株主たる地位）の保全・収益・管理に関する事項であっても、会社に対する権利行使を通じて実現する以上、その意思を統一することを要する。このように、共有株式の議決権行使において一つの意思を形成するための要件は、民法二五一条一項・二五二条一項に求めるほかはない。

第三に、浜田道代の議決権当然分割帰属説には次のような疑問がある。

確かに、株主総会の剰余金配当決議によって生ずる一定額の配当金支払請求権は、具体的に確定した通常の債権であつて、株式とは別個独立して処分や差押の対象となる。したがつて、配当金支払請求権を譲り受けた者は、債権譲渡の對抗要件をみたしていれば、株主名簿の記載とは無関係に、会社に対して配当金の支払を請求することができる。株式相続後に配当基準日が到来して配当金支払請求権が発生した場合、株式とは別個の具体的な債権として相続人が取得する。特定の株主総会における議決権も株式とは別個の具体的な権利であるとすれば、基準日株主が基準日後に死亡した場合、その相続人は議決権を承継し、その株主総会において議決権を行使できることを説明しやすい。⁽²⁸⁾しかし、具体的な議決権が株式から分離独立したものであれば、株式の共有に関する会社法一〇六条の適用もないのではないか。⁽²⁹⁾まして、株式を共同相続した後発生した配当金支払請求権が相続分に応じた分割債権として共同相続人に帰属するのであれば、具体的な議決権も、整理できない部分は除き、相続分に就いて分割して共同相続人に帰属する以上、議決権不統一行使によるまでもなく、共同相続人は各自単独で議決権を行使できるはずである。共有株式から生じた具体的な配当金支払請求権・残余財産分配請求権・議決権も権利行使者を通じて行使しなければならないとすれば、それらの具体的な権利も共同相続人の共有に属していなければならぬであろう。さらに、会社訴権などの監督は正権については、会社の事務処理上の便宜に配慮する必要はないから、会社法一〇六条の適用はなく、各共有者は、共有持分が一株以上に相当すれば、単独で行使できると解する見解も有力に主張されているところ、⁽³⁰⁾浜田もこれを支持し、剰余金配当請求権・残余財産分配請求権・議決権（株主提案権・累積投票請求権・総会招集権など議決権から派生する権利を含む）以外の権利（少数株主権を含む）には会社法一〇六条の適用はないと解し、株式買取請求権も各共同相続人は相続分に相当する株式については（権利行使者を通じて行使することを要するもの）行使できると解する。⁽³¹⁾ここまで各共有者の利益保護を徹底すると、もはや株式を共有しているとはいいがたく、各共有者は持分割合に応じて分割して保有しているに

等しい。そうであれば、共有株式全部につき権利行使者を通じて行使すべき権利などほとんどなく、会社法一〇六条は、事実上共有持分に応じて整除できない共有株式について適用されるにすぎず、その意義は極めて乏しくなる。各共同相続人の利益保護を重視すれば、会社の事務処理上の便宜に優先させるべきことは明らかであるから、共有者の利益保護を劣後させている会社法一〇六条の存在意義はますます後退せざるをえない。

第四に、議決権不統一行使は会社法一〇六条本文の趣旨に反しないかという点である。

共有株式について権利行使者の指定を要するのは、権利行使者を通じて共有者の意思を統一することにあると解するのが自然である。すなわち、株主の権利行使は、権利の性質に応じて、議決権の場合には株主総会の議題・議案に応じて、共有株式の保存行為・管理行為・処分行為のいずれにあたるかが異なり、それによって共有者間の同意要件も異なるところ(民二五一条一項、二五二条一項・五項)、その判別は必ずしも容易ではなく、会社にとって共有者間で必要な同意を得たかの判断も容易ではないから、会社としては権利行使者を通じて権利行使させれば、共有者間の内部関係においてその権利行使に瑕疵があったとしても、会社を免責せしめることにあると解される。⁽³²⁾⁽³³⁾ 各共有者には持分割合に応じて議決権を行使させることが保障されるべきであるとすれば、会社としては、その持分割合を株主名簿に記載し、それに基づいて議決権行使を認めることにより免責される以上、会社の事務処理上格別の不便はないから、整除できない端数を除き、権利行使者を指定させる実益は乏しい。そこには、各共有者の意思を可及的に尊重するという発想がないことは明らかである。むしろ、権利行使者がその地位を濫用して他の共有株主の意思に反する権利行使をするおそれがあることを承知の上で、共有株主の利益よりも権利行使をめぐる法的安定性の確保を優先したと評価すべきである。もともと、現行会社法一〇六条に相当する規定が設けられた明治三二年当時にももちろん議決権不統一行使の規定はなかったのであるから、一〇六条の解釈において、必ずしも立法当初の趣旨に拘泥する必要はなく、必要に応じて修正する余地はある。

そこで、議決権不統一行使を認める会社法三一三条の共有株式への適用の可否について検討するに、共有株式の権利行使者は自己の名において議決権を行使するのか共有株主の名において議決権を行使するのかに関わってくると思われる。前述のように、共有株式について権利行使者を指定させる趣旨は、単なる会社の事務処理上の便宜を図るだけではなく権利行使（特に議決権行使）をめぐる法的安定性を確保することであり、権利行使者は自己の名において議決権を行使するとすれば、³⁴共有者間で必要な同意を得ていなかったとしても、それが議決権行使の効力に影響を及ぼすことはないから、その趣旨は徹底される。この場合、厳密にいえば、株式を共有していることに変わりはないから、権利行使者が他人のために株式を有しているわけではないが、実質的には共有株式について会社との関係では権利行使者をもって株主と擬制するに等しいため、³⁵権利行使者は他人のために株式を有する者にあたり、議決権不統一行使が認められると解する余地がある。他方で、株主としての権利はすべて権利行使者を通じて行使しなければならず、権利の内容に応じた例外は認められないことになる。これに対して、権利行使者は共有株主の代表者にすぎず、共有株主の名をもって議決権を行使するとすれば、権利行使者の無権代理や代理権の濫用が問題となりうるから、共有者間で必要な同意を得ていなければ、議決権行使の効力は否定される余地を生ずる³⁶一方、権利行使者は他人のために株式を有する者であるとはいいたい³⁷。

四 おわりに

以上の検討から、共有株式について議決権不統一行使を認めることには消極的にならざるをえない。

共同相続された株式をめぐる法律関係については、会社法一〇六条が唯一の明文規定であり、しかもその立法趣旨が必ずしも明らかではないため、解釈に委ねられるところが多く、判例・学説上その解釈は議論百出の感が

ある。株主の権利行使については、株主名簿の記載が会社の取扱と免責の基準となるにもかかわらず(会一三〇条)、株式が共有された場合については、株主名簿の記載事項さえ明らかでない。権利行使者を通じて会社に対して権利行使する以上、権利行使者の記載は不可欠であるが、会社法一〇六条は単に権利行使者の会社への通知を要求しているにすぎない。⁽³⁸⁾ 株券不発行会社では株主名簿の名義書換は株式譲渡の第三者に対する対抗要件でもあること(会一三〇条一項)、株主名簿の節において権利行使者指定のない場合における通知・催告の方法について規定していること(会一二六条四項)に鑑みれば、共有株主全員の氏名も株主名簿の記載事項であるし、共有持分に応じた議決権不統一行使を認めるのであれば、共有持分の記載も必要であろう。かかる状況においては、もはや解釈論には限界があり、立法論として検討すべきであろう。会社法一〇六条を根本的に見直し、株式共有一般についてはなく、株式の共同相続に伴う会社支配権をめぐる紛争の防止・解決のあり方という観点に特化して立法措置を講ずる必要もあるように思われる。

- (1) 鷹巢信孝「株式の『共有』」佐賀大学経済論集二八巻三号(平成七年)七三頁、大賀祥充『現代株式会社法(新全訂再版)』(平成一〇年・成文堂)一〇七頁、瀬谷ゆり子「議決権不統一行使の現代的役割」中村一彦先生古稀記念『現代企業法の理論と課題』(平成一四年・信山社)二一八頁・二二六頁、相澤哲Ⅱ葉玉匡美Ⅱ郡谷大輔「論点解説 新・会社法」(平成一八年・商事法務)四九一頁、稲葉威雄『会社法の解明』(平成二二年・中央経済社)三三三頁、岩原伸作編『会社法コンメンタール7』(平成二五年・商事法務)二三八頁「松尾健一」、吉本健一『会社法(第二版)』(平成二七年・中央経済社)一五七頁、奥島孝康Ⅱ落合誠一Ⅱ浜田道代編『新基本法コンメンタール・会社法2(第二版)』(平成二八年・日本評論社)四七頁「高橋英治」、山下真弘『会社事業承継の実務と理論』(平成二九年・法律文化社)一三四頁、前田庸『会社法入門(第一三版)』(平成三〇年・有斐閣)四一〇頁、柴田和史『会社法詳解(第三版)』(令和三年・商事法務)一六九頁、江頭憲治郎『株式会社法(第九版)』(令和五年・有斐閣)三五八頁、

- 田中亘『会社法（第五版）』（令和七年・東京大学出版会）一九〇頁など。
- (2) 共有株式の議決権不統一行使の可否に関する学説の系譜については、浜田道代『株式が相続された場合の法律関係』（令和三年・商事法務）一四四頁以下に詳しい。
- (3) 畑肇「判批」私法判例リマックス四号（平成四年）一〇五頁、片木晴彦「判批」判例評論四六六号（平成九年）六三頁（判例時報一六一五号二二五頁）、前田雅弘「判批」私法判例リマックス一七号（平成一〇年）一〇七頁。主な否定説として、石井照久『会社法上巻』（昭和三九年・勁草書房）二四二頁、神崎克郎『商法Ⅱ（会社法）』（第三版）（平成三年・青林書院）二五一頁、小橋一郎『会社法（改訂版）』（平成三年・成文堂）一六五頁、今井宏「議決権の不統一行使」証券代行ニュース二六二号（平成九年）四頁、河本一郎『現代会社法（新訂第九版）』（平成一六年・商事法務）四〇二頁、泉田栄一『会社法論』（平成二二年・信山社）三七一頁、大隅健一郎「今井宏」小林量『新会社法概説（第二版）』（平成二二年・有斐閣）一五七頁、青竹正一『新会社法（第六版）』（令和六年・信山社）二六一頁など。
- (4) 田中啓一「判批」ジュリスト五五四号（昭和四九年）一〇九頁、上柳克郎「鴻常夫」竹内昭夫編『新版注釈会社法（4）』（昭和六一年・有斐閣）九四頁「菱田政宏」。
- (5) 伊藤靖史ほか「事例で考える会社法（第二版）」（平成二七年・有斐閣）一二五～一二六頁「田中亘」、吉本健一「準共有株式の権利行使と会社法一〇六条但書」神戸学院法学四五巻四号（平成二八年）三九～四〇頁、久保田安彦『会社法の学び方』（平成三〇年・日本評論社）五三～五四頁。なお、三浦治「株式の相続人（準共有株主）による議決権不統一行使の一方法」法学新報一二七巻三〓四号（令和三年）五五二～五五四頁、同「基本テキスト会社法（第三版）」（令和四年・中央経済社）六六頁は、準共有株主の全員一致によれば持分割合にこだわる必要はないと解するが、議決権不統一行使を無制限に認める立場からはかかる解釈もありえよう。
- (6) 仲卓真「準共有株式についての権利の行使に関する規律」（平成三二年・商事法務）二九一～三三三頁。
- (7) 仲・前掲注（6）三五〇～三八五頁、同「株式が準共有されている場合における議決権の不統一行使の法的構成」関西法律特許事務所開設五周年記念論文集『民事特別法の諸問題第六巻』（令和二年・関西法律特許事務所）八七頁以下。同様に、共有株式の議決権不統一行使を認めつつ、株式を処分すると同様の結果となる決議事項について

は共有者全員的一致を要すると解する見解として、山田泰彦「株式の共同相続による商法二〇三条二項の権利行使者の指定方法と『特段の事情』」早稲田法学七五巻三号(平成二年)三八一〜三八三頁、山田泰弘「株式の準共有」立命館法学四〇五〥四〇六号(令和五年)七五七頁・七六五〜七六六頁。

(8) 同旨、富上智子「判解」法曹時報六九巻五号(平成二年)三六頁、鳥山恭一「株式の準共有における権利行使者の指定方法」早稲田大学法学会編『早稲田大学法学会百周年記念論文集第二巻民事法編』(令和四年・成文堂)二六〇〜二六一頁。

(9) 最判平成一七年九月八日民集五九巻七号一九三二頁が、共同相続財産である不動産から生ずる賃料債権について、遺産とは別個の財産であって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得すると解したことに対応する(浜田・前掲注(2)一九六頁)。他方で、預金債権の共同相続に関する最決平成二八年二月一九日民集七〇巻八号二二二二一頁・最判平成二九年四月六日判時二三三七号三四頁は、従来可分債権と解されてきた預金債権につき、各相続人に当然に分割帰属するのではなく、準共有されることを認めたことに鑑みれば、共同相続された不動産から生じた賃料債権も共有株式から生じた配当金支払請求権も共同相続人の共有に帰すると解する余地もある。

(10) 浜田・前掲注(2)二六七〜二〇七頁。

(11) 大杉謙一「判批」ジュリスト二二二四号(平成一三年)八九頁、木下崇「共有株式に係る議決権の行使と権利行使者の指定に関する一考察」永井和之先生古稀記念論文集『企業法学の論理と体系』(平成二八年・中央経済社)二六六頁。

(12) 山田泰弘・前掲注(7)七五六頁は、「共有株式の持分毎に議決権行使をした場合の使用価値の合計と共有株式を統一的に使用する場合の使用価値の合計とは等しくならない」と指摘する。

(13) この点については、拙稿「判批」明治学院大学法と経営学研究所年報四号(令和四年)七一頁参照。

(14) この問題については、拙稿「判批」法学研究(慶應義塾大学)八七巻二二号(平成二六年)一二五頁以下参照。

(15) 竹田省「株主の議決権の不統一行使」『商法の理論と解釈』(昭和三四年・有斐閣)一〇一頁、菱田政宏「株主の議決権行使と会社支配」(昭和三五年・酒井書店)四七〜四八頁、阪埜光男「個人株主による議決権の不統一行使」法学研究(慶應義塾大学)三八巻二二号(昭和四〇年)八〇〜八一頁、大隅健一郎「今井宏」『会社法論中巻』(第三

- 版』(平成四年・有斐閣) 五四頁。
- (16) 仲・前掲注(6)三五〇頁、同・前掲注(7)九一頁。
- (17) 田中耕太郎『改訂會社法概論下巻』(昭和三〇年・岩波書店) 二九七頁、松田二郎『株式会社法の理論』(昭和三七年・岩波書店) 六四頁。
- (18) 津田利治『会社法の大意上』(昭和三三年・慶應通信) 一三九頁、高島正夫『新版会社法』(平成三年・慶應通信) 七七〇七八頁、宮島司『会社法(第二版)』(令和五年・弘文堂) 七四頁。
- (19) 新会社法の立案担当者によれば、株主平等の原則(会一〇九条一項)は、株主の個性に着目した差別的取扱を禁止し、株式数に着目した合理的取扱を要求するにすぎず、必ずしも持株数に応じた比例的平等までは要求していない(相澤葉玉『郡谷・前掲注(1)一〇七頁)。このような理解によれば、単元株制度や少数株主権も株主平等の原則の例外ではないことになる。この立案担当者の見解は、持分複数主義を前提としていないのではないかと推測される。というのも、株式一つひとつが株主たる地位を表すのであれば、持株数に応じた比例的平等が厳格に要求され、単に株式数に着目した取扱では足りないはずである。
- (20) 倉澤康一郎『商法の基礎(三訂版)』(平成五年・税務経理協会) 一二三―一二五頁。同様に、株式会社の社团性を重視し、議決権行使の意思主体が一人の株主であることを強調する見解として、西本寛一『株主総会論』(昭和二六年・布井書房) 四四〇四五頁、竹内敏夫『株主の議決権の不統一行使』企業会計九巻七号(昭和三二年) 一〇二頁、高橋正蔵『議決権の不統一行使』名城大学法学会編『名城大学創立二十周年記念論文集法学篇』(昭和四一年・法律文化社) 二六七頁、松岡和生『形式株主の議決権の不統一行使』田中誠二先生古稀記念『現代商法学の諸問題』(昭和四二年・千倉書房) 五八九頁。
- (21) 有限会社においては、社員数が原則として五〇人以下に制限されていたが(有八条)、持分を共有する場合には一人と計算されると解されていた(津田利治『会社法の大意下』(昭和三三年・慶應通信) 六八三頁、前畑安弘『社員数の制限と持分の共有』斉藤武『森淳二郎』上村達男編『現代有限会社法の判例と理論』(平成六年・晃洋書房) 一三九―一四〇頁、北沢正啓『会社法(第六版)』(平成二二年・青林書院) 八〇四頁。反対、田中誠二『三全訂会社法詳論上巻』(平成六年・勁草書房) 一三二二頁)。

- (22) 仲・前掲注(6)三六五～三六六頁、同・前掲注(7)九八頁・九九頁。
- (23) 東京高判令和元年一〇月一七日金判一五八二号三〇頁(アドバネクス事件)も、「議決権の行使は、議案に対する株主の意見の表明であるから、厳密な意味で意思表示に当たるかどうかはともかくとして、意思表示に準じて考えるべきであつて、議決権行使の有効性の判断について意思表示や代理等の民法の原則の適用を一般的に排除する理由はない。」と判示する(同旨、大森忠夫「議決権」田中耕太郎編『株式會社法講座第三卷』(昭和三十一年・有斐閣)九〇〇～九〇一頁、大隅〓今井・前掲注(15)五三頁)。
- (24) 河村鐵也『株主總會の研究』(昭和二十二年・有斐閣)一三六～一三七頁、阪埜・前掲注(15)九〇頁、南隅昇『株主の議決権行使』(昭和四九年・白桃書房)八一頁。
- (25) 菱田・前掲注(15)四九頁。阪埜・前掲注(15)九二頁もこれに賛成する。竹田・前掲注(15)一〇二頁も、不統一行使の場合には、「投票の意味には何の矛盾も不明もなく唯だ其株主が何の故に相容れぬ反對の方向の投票を同時に爲したかの、心理的理由が解らぬだけの話である。」と述べる。
- (26) 菱田・前掲注(15)四八頁、阪埜・前掲注(15)一〇六頁、服部榮三『会社法通論(第四版)』(平成三年・同文館)一〇六頁。
- (27) 宮島司『新会社法エッセンス(第四版補正板)』(平成二七年・弘文堂)九一頁。
- (28) 浜田・前掲注(2)七四～七五頁。確かに、相続人が基準日株主の地位を承継できないとすると、議決権を行使できる者がいなくなるという問題がある。かといって、相続人による議決権行使を認めると、相続人は株主名簿の名義書換をしなくても、株主總會の都度相続の事実を主張・立証して議決権を行使できることになり、株主名簿制度の趣旨を没却することとなる(拙稿「株主名簿制度の法理(三・完)」法学研究(慶應義塾大学)九四卷九号(令和三年六二頁))。
- (29) また、具体的な議決権は、配当金支払請求権と同様、株式とは別個に譲渡の対象となるのではないかという疑問も生ずる。
- (30) 谷口安平〓久貴忠彦編『新版注釈民法(17)』(平成元年・有斐閣)一〇六頁「本間輝雄」、永井和之「株式の共同相続と商法二〇三条二項」金融法務事情一三〇七号(平成三年)八頁、大杉謙一「判批」法学協会雑誌一〇九卷五号

- (平成四年) 一九七頁、田中誠二・前掲注(21)三〇五頁、山田泰彦「株式の共同相続と相続株主の株主権」早稲田法学六九卷四号(平成六年) 一八五頁、坂田桂三『現代会社法(第五版)』(平成一年・中央経済社) 一九七頁、込山芳行「同族的小規模閉鎖会社における株式の共同相続」保住昭一先生古稀記念『企業社会と商事法』(平成一年・北樹出版) 一六三頁、河内隆史「株式の共同相続に伴う株主権の行使」中村一彦先生古稀記念『現代企業法の理論と課題』(平成四年・信山社) 二六七頁・二六九頁、菊地雄介「株式の共同相続と監督是正権の行使」法学新報一〇九卷九一〇号(平成一五年) 二五〇～二五一頁、新里慶一「相続と商法二〇三条二項」中京法学四〇卷三〓四号(平成一八年) 二二七～二二八頁、青竹・前掲注(3)一三八頁など。
- (31) 浜田・前掲注(2)二七八～三一二頁。
- (32) 拙稿・前掲注(28)六五頁。会社法一〇六条本文の趣旨について、単に会社の事務処理上の便宜にとどまるか、さらに権利行使をめぐる法的安定性の確保にまで徹底するかの違いはあるものの、仲卓真・浜田道代の理解も私見とは同様である(仲・前掲注(6)二〇六～二〇七頁、浜田・前掲注(2)一七八頁)。
- (33) 新株予約権と社債の共有についても、会社法一〇六条と同様の規定が置かれているが(会二三七条・六八六条)、その趣旨は同様である。新株予約権者の権利行使は、新株予約権自体の行使、新株予約権の買取請求、譲渡制限新株予約権の譲渡承認請求ぐらしかないが、前二者については、その行使の過程における瑕疵(共有者間における必要同意の欠缺)によって新株発行の効力・新株予約権移転の効力が左右されるため、権利行使者を通じて権利行使させることによって法的安定性を確保することにその趣旨があると解される。社債権者の権利としては、社債償還請求権・利息支払請求権、社債管理者・社債管理補助者に対する社債償還額・利息の支払請求権、社債権者集会における議決権などがあるが、支払の確実と円滑を図るとともに、社債権者集会決議の安定を図るために、権利行使者を通じて権利行使を要求していると解される。
- (34) このように解する見解として、久留島隆「会社持分の共同相続と権利行使者の選任・解任」法学研究(慶應義塾大学) 四七卷三号(昭和四九年) 六一頁、大隅健一郎・今井宏『会社法論上巻(第三版)』(平成三年・有斐閣) 三三四頁、石山卓磨『現代会社法講義(第三版)』(平成二八年・成文堂) 二〇二頁。
- (35) 会社法一二六条三項は、株式の共有者が会社からの通知・催告を受領する者一人を定めて会社に通知した場合、

その者を株主とみなして、同一項・二項を適用するものとしている。この規定との整合性に鑑みれば、会社法一〇六条も、権利行使者として指定された者をもって株主とみなす趣旨であると解することができる。

- (36) 権利行使者が共有者の指示に反した議決権行使をしたことにつき会社が悪意(重過失)の場合には、その議決権行使を無効と解する見解が多い(片木・前掲注(3)六三頁、山田泰彦・前掲注(7)三八四～三八五頁、江頭憲治郎「門口正人編『会社法大系3』(平成二〇年・青林書院)六九頁・七〇頁」岡正昂、神作裕之「会社訴訟における株式共有者の原告適格」神作裕之ほか編『会社裁判にかかる理論の到達点』(平成二六年・商事法務)二四四頁、青竹正一「判批」商事法務二〇七三号(平成二七年)二六頁、伊藤ほか・前掲注(5)一二六頁「田中」、吉本健一「株式の共同相続と権利行使者による議決権行使の効力」神戸学院法学四七巻一号(平成二九年)二〇～二二頁、久保田安彦「共同相続株式に係る判例法理と残された問題」森淳二朗先生退職記念論文集『会社法の到達点と展望』(平成三〇年・法律文化社)一七九～一八〇頁)。仲卓真も浜田道代も、同様に解する(仲・前掲注(6)二六三～二六五頁、浜田・前掲注(2)一三四～一三九頁)。

(37) 田中亘・前掲注(1)一九〇頁は、「共有者のそれぞれが、自己のためと同時に他の共有者のためにも株式を保有していると評価できる」と説明するが、無理がある。

(38) この問題については、拙稿・前掲注(28)六三～六四頁参照。

(39) 拙稿「判批」法学研究(明治学院大学)九七号(平成二六年)一一五頁。